

高鍋町告示第2号

令和6年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月1日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和6年2月7日(水)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和6年2月7日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年2月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について  
日程第4 議案第2号 令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧(空調・換気)工事(機械・建築)請負変更契約について  
日程第5 議案第3号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について  
日程第6 議案第4号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について  
日程第4 議案第2号 令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧(空調・換気)工事(機械・建築)請負変更契約について  
日程第5 議案第3号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について  
日程第6 議案第4号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 

出席議員(14名)

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 井戸川 隆君  
議事調査係長 宮本 敦子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君      副町長 …………… 小山 圭一君  
教育長 …………… 島埜内 遵君  
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君  
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君      建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君  
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君      農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君  
地域政策課長 …………… 山下 美穂君  
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥取 和弘君  
町民生活課長 …………… 日高 茂利君      健康保険課長 …………… 濱本 生代君  
福祉課長 …………… 杉田 将也君      税務課長 …………… 宮越 信義君  
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君      教育総務課長 …………… 横山 英二君  
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和6年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。令和6年第1回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る2月2日午前10時より、第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第1号令和5年度高鍋町西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について外、変更契約についてが1件、議案第3号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、議案第4号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）の合計4件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたところ、委員から詳細の説明をしてもらうよう求められました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日2月7日の1日間とすることで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番、樫原富子議員、13番、松岡信博議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日2月7日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日2月7日の1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第1号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第1号令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。議案第1号令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第1号令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案の元となる契約は、令和5年第3回臨時会において、議決をいただいております。

今回の変更の内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前8,020万1,000円から595万7,600円増額し、変更後8,615万8,600円とするものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。私のほうから今回の変更内容につきまして、配付資料に基づき説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

本工事は老朽化が目立っておりました高鍋西中学校の浄化槽2基を、環境省の補助金を

活用して改修するものでございます。主な工種につきましては、資料に記載のとおりでございます。

変更概要についてでございますけれども、まず、浄化槽を設置する際の工法を鋼矢板による山留工法から掘削工法に変更しております。この変更に伴い、直接工事費が約197万7,000円増額となっております。

当初計画では、浄化槽設置予定箇所のすぐ近くで、以前実施した屋上避難階段の設置工事の際の地質調査データを基にして、作業の安全性を確保するため、側面を保護し、周囲地盤の崩壊を防ぐ工法である鋼矢板による山留工法を予定しておりました。資料にある図は、浄化槽の設置予定箇所と以前行ったボーリング調査の場所を示しております。しかし、施工段階になりまして、事前調査を行ったところ、地質データとは異なり、大小様々な転石、大きな石が多く確認されたところがございます。

施工業者、施工管理者、工事監督検査支援業務のほうを委託しております、宮崎県建設技術推進機構の浄化槽整備士との協議を重ねた結果、周辺住宅への騒音、振動、それから矢板を傷めてしまった際に必要となる損料など、懸念される事項が多かったことから、掘削工法、オープンカット工法に変更することといたしました。

また、浄化槽を設置した後の埋め戻し土砂につきましても、大小様々な転石が混在する土砂を使うと、設備本体や電気設備、排水管等へ損傷を与える可能性が高いと判断し、砂による埋め戻しとすることになりました。

そのほか、掘削作業を進めていく途中で、床付け付近から地質調査データのとおり地下水が発生したため、水替工も追加し、水中ポンプ2台を用いて排水を行っております。

なお、屋上避難階段を設置する際の地質調査のデータからも地下水が発生することは分かっていたんですけども、調査時期でありますとか、施工時期でも水位のほうは変動しますので、あえて当初計画のほうには計上せず、確認された時点での変更対応とすることとしておりました。

次のページを御覧ください。

掘削状況、掘削によって発生した転石、水替工の状況等の画像になります。その画像の下のほうですけども、変更となった直接工事費の金額を示しております。

まず、工法変更の部分であります、当初計画していた鋼矢板を用いた山留工法では490万7,000円を見込んでおりましたが、変更後の掘削工法では478万2,000円となりましたので、12万5,000円の減額となっております。

それから、水替工を追加したことによって166万8,000円の増額、残土処分費、敷き均し費が43万4,000円の増額、差引き197万7,000円の増額となっております。

次のページを御覧ください。

次に、舗装範囲を拡張したことによって193万2,000円の増額となっております。

当初計画では、浄化層の撤去部分と配管施工を行った箇所のみ舗装復旧を行うこととし

ていたのですが、もともと舗装の状態が悪いところが多かったほか、計画していなかった範囲も舗装復旧を行ったほうがよい箇所が出てきましたので、生徒の安全確保に努める意味でも、今回の工事に合わせて舗装範囲を増やすこととしたものでございます。

当初は、既存浄化層部分など121平方メートルを本舗装する計画でありましたが、厚さ5センチの本舗装を行う面積を356平方メートル、それからオーバーレイを行う面積を124平方メートルに範囲を広げておりました、それに伴い、予算のほうも当初の31万5,000円から224万7,000円に増額したため、193万2,000円の増となっているところでございます。

そのほか配管ルートの変更でありますとか、トイレ改修工事の際に設置しておりました仮設トイレをそのまま継続して使用するためにかかった経費などについても、今回の変更盛り込んでおります。

説明については以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほど説明があつて、変更金額が大きくなった理由は大体、財政経営課と教育総務課長の説明で大体分かったんですけど、数字的には分かったんですけども、西中学校は、歴史的に考えれば、小丸川の河原というべきところに建設されているということは、もう御承知おきだったと思うんですね。設計及び補助を受ける段階で、この説明資料からすると、宮崎県建設技術推進機構の協議を重ねているということで、この分で補填されるのかどうか、そここのところの説明をしていただけたらと思います。

それから、先ほどボーリング調査というよりも、階段を設置する際に調査をしたというデータを使ったということなんですけれども、それ以外の、調査をしなかった理由というのは一体何だったのかということの説明をしていただけたらと思います。

今回の増額については環境省へきちっと報告がしてあり、そして許可、許可というよりも、いただいているのか、そしてそういう予算面の補填というのがしっかりと対応されていくのかどうか、そここのところはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。調査、最初の設計段階でも水が出ることはもう分かっていたんですけども、その矢板工法を選択した理由というのが、最初はその場所に木とかがいっぱいありまして、ちょっとスペースが取れなかった関係で、周辺の影響を最小限にとどめるということで矢板工法を選択しておったんですけども、同時に木の伐採等もやっておりましたので、そこにちょうどいいスペースができた関係でオープンカット工法に変更しております。

最初に水替工を組まなかったというところなんですけれども、ちょっとやっぱりどれぐらいの水が出るのかというのがはっきり分からなくて、曖昧な設計になってしまいますので、実際、水が出てから、状況を見てから変更で対応したいということで考えております。

今回、その掘削期間が約1か月以上かかっておりますので、水替工になりますと発電機を借りてきて、あとポンプも借りてきて、その発電機の燃料も必要になってまいりますので、そのリース代と燃料代が今回ちょっと大きくなったところでございます。

それから、環境省の補助金の関係でありますけれども、県のほうと随時協議を行っておりまして、一応変更等はなくて、当初計画しておいた2,520万円、そのまま一応補助金の申請をこれから行う予定としております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今、大体理解はできたところなんですけれども、矢板工法とやっぱり違いますよね、全然。だから、そういうところをしっかりと、本来ならこの設計をするとき、予算を出すときに、きちんとこういう状況が、まだ地質の状況が分からないと、そういう状況があるので、できれば、ひょっとしたら契約金額については不確定なところがあるということも含めて、きちんとやっぱりある程度説明をしておいていただかないと、後になってこれだけ増えましたと言われても、何か唐突なような感じがするわけですよ。

だから、今、教育総務課長が説明されたように、しっかりとそういう状況がもう初めに分かっていたのであれば、それをきちんと当初にやはり、契約を締結するときとか、そういうところも含めて、契約案件を出されるときにそこはやっぱりきちっと説明しておいていただかないと、後で増額になりましたということが言われても、何か唐突な感じがして、こういうのは分かっていたのに、なぜかしらというふうになると思うんですね。だから、そのようなことが今後ないようにはしていただきたいなと思うんですけれども、当初から分かっていたということは、大体どれぐらいの幅で金額が跳ね上がるということは予想されていたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。今回の変更につきましては、12月補正等も組んでおりませんので、当初に上げた予算内で収まっておりますので、一応そういったことで御理解いただければと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第1号令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約について、賛成の立場で討論を行います。

その主な理由は、やはりあそこは河原であり、どうなるか分からない予測不可能な部分もございました。しかし、早くやはり設置するというこのほうを優先しなければならないというふうには思っております。したがって、安全な方法でしっかりと工事をしていただき、そして気持ちよく生徒が利用できるような状況を確保していただくということで賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第1号令和5年度高鍋西中学校浄化槽改修工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第2号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第2号令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械・建築）請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第2号令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械・建築）請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第2号令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械・建築）請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案の元となる契約は、令和5年第4回臨時会において議決をいただいております。

今回の変更の内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前7,466万8,000円から702万1,300円増額し、変更後8,168万9,300円とするものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課のほうから内容について、配付資料に基づき説明をさせていただきます。



本工事は、高鍋東小学校第1棟校舎の空調機器を防衛省の補助金を活用して、中央ダクト方式から個別空調方式に変更するものでございます。

機械・建築工事と電気工事に分けて発注を行っております。

変更概要についてでありますけども、まず、アスベストの適正処理費用を追加しております。この変更に伴い、直接工事費のほうが約382万8,000円の増額となっております。

工事前に実施したアスベスト含有調査の結果、空調機械室の中にあるダクトパッキンの一部にアスベストの含有が認められました。さらに、業者が決まってから既存廊下天井解体作業から着手しましたところ、画像にございますように、撤去予定のダクト配管の継ぎ手パッキン部分にもアスベストの含有が確認されましたので、これらを適正に処理するために必要となる費用を追加したものでございます。

次のページを御覧ください。

ダクト配管継ぎ手パッキン部分にアスベストが含まれている関係で、ボルトで連結されている継ぎ手を分解する通常の撤去方法では、アスベストを飛散させてしまうおそれがありますので、継ぎ手部分から少し離れた部分をガスで切断するといった作業が必要となってまいります。

アスベスト含有調査費用として、諸経費のほうに18万円、アスベスト含有建材を切断する作業費として177万2,000円、それからアスベスト含有建材の撤去費用として187万1,000円、合計382万3,000円を追加変更しております。

次に、アスベスト適正処理に伴う床の養生費用として、47万4,000円を追加しております。ダクト切断作業では、高温の火花が飛散して、床のほうに損傷を与えてしまう可能性がありましたので、画像のように、1階、2階とも廊下のほうをコンパネとブルーシートによる床養生を追加しております。

次のページを御覧ください。

既存空調機械室を倉庫として活用するための費用31万5,000円を追加しております。空調機械室の中の機械類を撤去した後は、ここを倉庫として活用したいので、基礎コンクリート部分を撤去し、床面を平坦に仕上げるための費用を追加したものでございます。

なお、こちらは防衛省の補助は対象外となっております。

次に、廊下つり天井を補強するための費用59万4,000円を追加しております。

既存のつりボルトは、画像でちょっと分かると思うんですけども、木製の角材からつり下げられていたんですけども、これが適切な間隔にない箇所がありますとか、ボルト自体の老朽化も多く見られましたので、木製の角材もこれを撤去しまして、コンクリートの躯体のほうに直接つりボルトを設置して対応することとしたものでございます。

最後に、校長室や職員室、保健室に取り付けられていた個別空調機の処分費用として29万7,000円を追加しております。

当初は、これらを別の場所で再利用する計画だったんですけども、機器の老朽化が激し

い上、また移設のほうにも相当な費用がかかるということが明らかになりましたので、併せて撤去することとしたものでございます。その費用についても追加しております。

説明については以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 説明資料は今朝、配付されましたので、私、ちょっと気になったのは、アスベストがあるということがなぜ分からなかったのか、そこのところをちょっと詳細にお聞かせ願いたいと思います。

アスベスト調査は以前、多分やって、全体の中でどこにあるのか、どこに予想されるのかということで、体育館を含め、全部調査をしたはずなんですよ。だから、その調査のときに、ここが漏れていたというところであれば、またほかの学校でも漏れている可能性がないとは言えないと思うんですね。だから、こういう状況を考えて、やはりこれは建設、建築の増加、請負変更契約ではありますけれども、どうしてこんなふうな状況になったのかというのを、もう少し歴史的に説明をしていただきたいと思います。そして、このアスベストは全部撤去されたのかどうか再確認しますね。

で、そこ、先ほど最後に説明をされましたけれども、木材でつるしてあると、落下する危険もあったわけですよ、今まで。落下する可能性もなかったとは言えないわけですよ。だから、そういう状況が分かったから、今回、工事をしてよかったのかなと思う部分はあるんですけども、やはりこのような状況がひょっとしたら各学校にある可能性があるかもしれないという状況を踏まえて、早急にしっかり学校の施設管理・運営に対しては、アスベスト調査を含めて、しっかりともうちょっと調査する必要があるんじゃないかなと思いましたが、そのことについては、この請負変更契約で、分からないとおっしゃるかもしれませんが、答えていただければ答えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。以前、文科省の指導で、アスベスト調査を行っているんですけども、そのときは目に見える範囲ということで指示がなされておりました。こういった天井裏でありますとか、あと建材の中に含まれているアスベストというのは、各自治体に任せますみたいなことになっておりました。うちのほうでも、今回、最初に事前のアスベスト調査は機械室のほうの中にあるパッキンから微量のアスベストが出たということで把握しておったんですけども、このダクトの継ぎ手に使われているというのは、全く想定をしておりませんでした。

ただ、一応、こちらの、今回確認されたアスベストはレベル3という分類になりまして、発じん性が比較的低いというものに分類をされております。

また、各学校の状況でありますけれども、また、多分、恐らく同じ防衛省の補助で同じ時期に造ったものでありますので、同じような構造にはなっているというふうに思いますので、ちょっとまた、何も触らなければ特に影響はないと思っておりますので、また更新工

事するときにはしっかり対応したいと思っております。

それから、そのダクト等の固定の方法でありますけども、東小学校の第1棟というのは特に古い校舎でありましたので、ほかの校舎がどうなのかというのは、これからまた内部のほうでしっかり検討して対策をどうするかというのにも検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番、森弘道です。先ほどの議案のときもちょっと聞かなきゃいけなかったのかなと、今、思ったんですけど、この工法変更によって工期延長とかは出るんですかね。学校はなかなか素直に、工事が入れないんじゃないかなと思って、終わるんですかねというのがちょっと心配になったものですから、一応お聞きします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、ちょっと1回戻りますけど、西中のほうは大体、工事も終わっております、トイレ改修工事も同時に行っておったんですけども、そちらのほうも12月に終わって、浄化槽のほうも終わりましたので、1月から供用を開始しております。

東小学校のほうは、一応、工期には終わるといことでありまして、この間の補正で、工事が終わった後に、新学期にまた児童の受入れ等ありますので、清掃業者による清掃を速やかに入れるように準備しているところでございます。一応、工期には全部終わるといことでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第2号令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧工事請負変更契約について、賛成の立場で討論を行います。

これは、工事をするから分かったことであり、やはりこういった、レベルが低いとはいえ、やはり本当に気をつけなきゃいけない状況というのがある。ほかのところもちゃんと調べていただきたいということを要望して、賛成討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第2号令和5年度高鍋東小学校第1棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械・建築）請負変更契約につきましては、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第3号

- 議長（永友 良和） 日程第5、議案第3号高鍋町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。議案第3号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、新たな手数料等を定めるため、所要の改正をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。町民生活課長。

- 町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。議案第3号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

配付資料のほうを御覧ください。

まず、条例改正の背景と経過について、簡単に御説明を申し上げます。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律のほうが公布され、利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。これを受けまして、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、新たに3つのサービスを提供することが可能となります。

まず1つ目が、これまで本籍地に限定されておりました戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村窓口においても可能となります。広域交付と言われるものでございます。

2つ目といたしまして、他の行政機関への手続の際に添付いたします戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号、電子証明書提供用識別符号というものでございますが、こちらの発行が開始されます。

3点目が、届出等の書類をスキャンし、電子化された届出書等の情報の内容に係る証明書につきましては、交付または閲覧が可能となります。これらの広域交付を可能といたします戸籍情報連携システムの運用開始によりまして、広域交付に加えて、従来から必要と

されておりました届出書への紙媒体の戸籍謄本等の添付を省略することができるようになります。手続における利用者の負担軽減が見込まれておるところでございます。

次に、条例改正の目的、理由でございますが、只今御説明いたしました戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、高鍋町手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。

続いて、改正の内容でございますが、高鍋町手数料徴収条例の別表中、戸籍法関係手数料を定めるものでございます。

その下に、表欄のほうに対象の6種類をお示ししておりますが、まず1点目といたしまして、戸籍謄本等の広域交付に伴い、別表中の「磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」という表記がございます。こちらを「戸籍証明書又は除籍証明書」に改めまして、戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく広域交付に係る手数料として、戸籍謄本等の交付手数料と同額の、戸籍の場合が1通450円、除籍の場合は1通750円でございますが、これと同額とするものでございます。説明資料表欄の1番と3番が該当部分となります。

2点目といたしまして、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに追加いたします。説明資料の表欄の2と4の項目になります。

電子証明書提供用識別符号と申しますのは、戸籍または除籍を電子証明書として、確認を行うために必要となりますパスワードのことでございまして、当該識別符号の取得により、行政機関への紙媒体での戸籍の提出を省略できるようになります。

手数料につきましては、戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円としまして、マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等により、マイナポータルを通じて申請をする場合及び窓口で紙媒体の戸籍証明書等と同時に識別符号を申請する場合につきましては、無料といたします。

3点目といたしまして、戸籍の届書の画像を電子化し届書等情報として作成できることに伴い、戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして、同情報を追加いたしまして、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額といたします。

交付につきましては、1通につき350円、閲覧は1件につき350円、説明資料の表欄の5と6の項目でございます。そのほか別表の改正に合わせまして、字句及び表記を改めております。

最後に、施行日でございますが、戸籍法改正に係る改正につきましては、改正政令等の施行日と同日の令和6年3月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。今、説明がありましたけれども、5年以内に施行することとされたということがありますけれども、今、説明を聞いている限りでは、なかなかお年寄り、タブレットももちろんですけども、携帯もなかなか扱えないという状況の中で、これはどこでも取得することができるという状況が、みんなに平等に行き渡ることができない可能性もあると思うんですね。このことについて、しっかりとやはり住民の皆さんに分かりやすく説明をしていきながら、そしてマイナポイントと同じように、いろんな説明の機会を設けて、しっかりと周知を図ることが必要になると私は考えますけど、そこをどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。おっしゃるとおり、周知につきましては、十分な周知が必要であると考えております。

手続については、従来の郵送請求でございますとか、そういったものは引き続き継続されますので、手続については、新たに追加になるというような認識でいただければと思います。おっしゃるとおり、周知につきましては、機会を見て、十分に周知が届くようにさせていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。すみません、確認で、こちらで戸籍証明書とかありますが、改製原であったり、戸籍の附票であったり、住民票とかはどうなるのでしょうか。

それとあと、届出等の情報の内容というのが、ちょっと具体的にどういったものを指すのかというのを教えていただきたいんですが。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。御質疑が2点あったかと思えます。

1点目につきましては、戸籍の附票及び住民票等に関しましては、今回の戸籍法の改正ではなく、住基法に基づくものとなりますので、今回の戸籍の改正には関連しておりません。

あと、説明資料の③の御質疑かと思えます。電子化された……。 （発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっと待ってくださいね。日高課長、ちょっといいですか。もう一回、緒方議員、すみません。もう一回、今の2番目の質疑をお願いいたします。2つ目の質疑を、もう一回、すみません。

○14番（緒方 直樹君） 先ほど言ったのは、届出等の情報の内容とありますけども、具体的にどのようなものを指すのかということです。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。届出書等情報の内容ということですが、届出書に記載されている内容のこととございまして、（発言する者あり）例えば、婚姻届であれば、婚姻届出書に記載されている事項でございます。窓口で提出されるということとございまして、よろしいですか。

○議長（永友 良和） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第4号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第4号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第4号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,769万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ121億7,822万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、昨年11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足するための給付を行うもので、歳入はふるさとづくり基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。議案第4号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明を申し上げます。

配付資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

1ページから、まず、（1）の事業概要です。

昨年11月2日に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、昨年から実施しております、住民税非課税世帯に対する1世帯7万円の追加給付及び来年度実施予定の所得税、個人住民税の定額減税、これを補足するための給付として、①から④

までの一連の給付事業を実施してまいります。

今回の補正は、①及び②の給付に係る事務費及び事業費を計上しており、令和6年度に事業を繰り越す見込みであることから、繰越明許費の設定も行っております。①及び②の事業は、いずれも令和5年12月1日現在、高鍋町に住民登録のある世帯を対象としております。

①の住民税均等割のみ課税世帯への給付は、令和5年度住民税が非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課税されていない者のみで構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付を行います。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外となります。これは、来年度、所得税、個人住民税の定額減税が実施されること、当該定額減税については、扶養家族の人数に応じた支援が行われることが要因となっております。

次に、②の低所得世帯の子ども加算は、昨年から実施しております住民税非課税世帯に対する1世帯7万円の追加給付または今回補正予算に計上している①の住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付、この対象となった世帯への加算措置として当該支給対象者の世帯員である、18歳以下の児童1人当たり5万円の給付を行うものでございます。

③と④につきましては、令和6年度の実施を予定しておりますので、今回は説明を省略いたします。

次に、2ページ目の(2)補正の主な内容です。

まず、歳出は、社会福祉総務費の物価高騰対策費、職員手当等、時間外勤務手当10万円のほか事務費計109万円、事業費として住民税均等割のみ課税世帯への給付金5,450万円と子ども加算2,210万円をそれぞれ計上いたしております。

歳入は、ふるさとづくり基金繰入金に計上しておりますが、最終的には全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。

(3)は、昨年から実施しております住民税非課税世帯に対する給付金の給付実績を記載いたしました。御参照いただきたいと思います。

また、3ページ目に、今回の一連の給付事業を説明する国の資料を添付いたしましたので、こちらのほうも参考にいただければと思います。

以上、詳細説明を終わります。

○議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) 7番、中村末子。先ほど、国政策であり、全額補填されるということでしたけれども、私は、ちょっと昨日、いろんな方からお電話がありました。自分とほかの人を比較したら、非課税なんだけど、どうして私には連絡が来ないんだろうかという方が3人ほどおられました。私は説明をしました。恐らく息子さんの扶養親族となられている状況じゃないかなと、そういう想像はしますと、だから確認をしてくださいという話をしたんですけど、同じような年金の状況の人が、片一方はもらえて、片一方は扶養親



族となっているためにもらえないという状況になると、やはり不公平感がかなり出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。それも、同じぐらいの年代の人だから、井戸端会議をするときにそんな話に、7万円もらうよとかいう話をするときに、自分は扶養親族になっているためにもらえないという状況というのが出てくると、非常に、その、あるかなと、違うかなというふうに思うんですね。

だから、住民を分裂させるような、そんなやり方ではなく、やはり扶養親族となっても、年金そのものが低い家庭には、その人にはやはり、金額が低くてもいいからちゃんと手当ができるような政策というのはできなかったものなのかどうか、国にそういう問合せをしなかったのかどうか、そこを一つお伺いしたいと思います。

それから、低所得世帯の子ども加算というのがございます。私は、低所得世帯の子ども加算についても、やはり共働きの家庭の方から、6人ですかね、6人、電話がありました。中村さん、おかしいんじゃないって、住民税非課税世帯で子ども1人当たり5万円、何でこれが平等に子どもがいる家庭にもらえないんだろうかと。私たちはちゃんと真面目に働いて、夫婦で共働きをして子育てに大変な思いをして税金を払っていると。でも、非課税世帯で税金を払っていない世帯に1人当たり5万円、そんな不公平なやり方ではなく、国はもっと住民に寄り添った形の提案というのにはできなかったものかというお話をされました。

自分たちは今の生活を、要するに消費者物価が上がったにしても、自分たちは一生懸命働いて頑張っていると。ところが、片や非課税世帯、ひとり親家庭なんかはこうやって5万円とか10万円とかもらえると、そういう不公平感があると。そしたら、もう夫婦、離婚して別々でもらったらいいんじゃないかしらというぐらいあるという、冗談まじりなお話もされました。

そういう相談があるということは、やはり国の政策に対して、高鍋町の実態で福祉課あたりはもうちょっと、多分、見てらっしゃると思うんですね。どれぐらいの世帯がひとり親世帯であって、そこに十分な手厚い状況ができているのかというのは多分わかっていると思うんです。だから、できれば不公平感がないような状況というのにはできなかったのかどうか、そここのところを確認させてください。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。最初の、扶養親族、扶養になっている場合には対象から外れるという部分についてでございますが、これまで新型コロナウイルス感染症対策の関係で給付金をやってきまして、そちらも国の施策なんですけれども、やはり、こういう、扶養になっていたら対象になりませんよというようなことがございまして、当然、中村議員にも来ているように、福祉課のほうにも、なぜうちには来ないんだろうとか、そういう御相談とかありましたし、やはり、実際、子どもさんとかが税上の扶養に入れていたとしても、特段、お父さん、お母さんに何か金銭的に支援とかがあるかという、ないところが多いわけで、やはりそういった方々からすると、おっしゃるとおり、不満に思

われるかと思えます。

そういった状況が昨年度までございましたので、今年度6月補正で最初3万円の給付を行ったんですけど、こちらについては扶養になっていても対象にしますよということでやらせていただきましたが、また今回追加の7万円給付については、国がもうそういう制度設計をされていますので、対象外とならざるを得ないところでございました。そういったお声があることは私も承知しておるわけですけど、国へその件に関して福祉課から問合せ等はしておりません。

また、その後の非課税世帯に対しての支援が多くて、課税者にはなかなか支援がないという部分でございしますが、これまでの国の施策については、言われるように、非課税世帯への給付金など低所得者向けの支援策が目立っておりまして、税金を納めている中間層の方たちから不満の声が上がっているというのは、いろいろネット上とかのコメントからも多く聞かれておりますので、承知しているところではございます。

令和6年6月以降の実施となりますが、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の個人住民税が1万円、所得税が3万円、計4万円の定額減税、こちらが行われる予定ですが、税金を減税し切れない世帯については調整給付ということで予定されておりますので、今、物価高騰で厳しい時期に本当は給付があるといいんでしょけれども、遅れてではございますが、補足されることになると思っております。

本町といたしましては、この国が定めた施策に基づいて、一日でも早く支援ができるように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子君。

○7番（中村 末子君） 国から補填される時期はいつぐらいになるんですか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。交付金については、国から通知は来ておりませんが、今年度予算でございしますので、恐らく出納閉鎖までには入ると考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第4号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和6年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員